平成２１年（フ）第１７９８４号
東京都小平市上水本町６丁目12―18
債務者　上村　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９８７号
東京都西東京市栄町１―15―28―203、住民票上の住所愛知県名古屋市熱田区六野２丁目６―29―402
債務者　吉野　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９８８号
東京都練馬区桜台１丁目26―10―101
債務者　城尾　隆志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９０号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地２－２－104
債務者　藤井　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９４号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1280―１―303
債務者　小瀬　一夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９５号
東京都文京区大塚３丁目44―４―703
債務者　白坂　典子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９９号
東京都大田区北馬込２丁目38―19
債務者　根本　優子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０００号
茨城県取手市桜が丘４丁目10―１
債務者　喜村　夏子（旧姓細見）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８００２号
埼玉県八潮市大字南後谷15―２　レーベンハイム草加弐番館403
債務者　兵庫眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０号
熊本県天草市本渡町本戸馬場3628番地　ドミールエラ102号
債務者　黒瀬　常一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５１３号
青森市柳川１丁目３番26―803号
債務者　山田　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
東京都多摩市和田1624番地フレマリール桜ケ丘Ａ101、住民票上の住所静岡県下田市蓮台寺337番地の１
債務者　清水　弥一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９９８号
東京都多摩市和田1624番地フレマリール桜ヶ丘Ａ101
債務者　清水　禮子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１５号
東京都青梅市新町４丁目２番地の21ビアンカ201
債務者　加藤　利華（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４７５号
静岡県袋井市延久420番地の５
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係